

令和7年4月18日

扶桑町立小中学校保護者様

扶桑町立扶桑北中学校
校長 坪 内 茂 雅

感染症による出席停止について

日頃は学校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

学校という集団活動の場ではさまざまな感染症が流行しやすくなるため、お子さんが健康な状態で生活するために感染症の流行を予防することが重要となります。そのため、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は、学校から出席停止をお願いすることとしています。また、感染している疑いがある場合も、出席停止をお願いする場合があります。

学校において予防すべき感染症は学校保健安全法施行規則第19条により下の表のように定められており、この期間は出席停止となります。なお、登校時に完治届を提出する必要ありません。保護者の皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

<出席停止となる主な感染症>

学校保健安全法施行規則第19条

病 名	出席停止期間の基準	
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日を経過するまで（R 5年5月2日現在）	
インフルエンザ （鳥インフルエンザH 5 N 1を除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	症状により、 学校医その他の 医師において感染のお それがないと認め たときは、 この限りでは ない
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻 疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風 疹	発疹が消失するまで	
水 痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽 頭 結 膜 熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※ その他の感染症

手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、溶連菌感染症、感染性胃腸炎などについては、学校における発生・流行の状況や症状の程度によって出席停止としない場合もあります。